



ぴよぴよサロン

助産師を囲んで子育ての楽しさや悩みなど、何でも気軽に話しましょう。

④ 10月27日(水)
9:45 ~ 11:30
(受付 9:30 ~ 9:45)



⑤ くすのきセンター (八坂町)

⑥ 市内に住民登録のある2~3か月児と保護者

⑦ 15組 (予約制)

⑪ 10月1日(金)~同20日(水)

⑨ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては中止になることがあります。

⑬ 健康推進課 ☎ 24-0816 FAX 24-5870
【HP番号: 8806】

乳幼児健康診査

⑤ くすのきセンター (八坂町)

⑨ 個人通知はありませんので、受付時間や持ち物など、詳しくは彦根市ホームページでご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、彦根市ホームページ内のチェックリストをご確認の上、お越しください。
※対象となる児とその保護者1人のみでお越しください。

※3歳6か月児健診では検尿があります。
朝一番の尿を、きれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

⑬ 健康推進課 ☎ 24-0816 FAX 24-5870
【HP番号: 13755】



▲各健診の受付時間など

【11月】

健診名	実施日	対象
4か月児	16日(火)	2021年 7月 1日~ 7月 15日生
	30日(火)	2021年 7月 16日~ 7月 31日生
10か月児	10日(水)	2020年 12月 25日~ 2021年 1月 13日生
	17日(水)	2021年 1月 14日~ 1月 29日生
1歳6か月児	5日(金)	2020年 3月 30日~ 4月 15日生
	19日(金)	2020年 4月 16日~ 5月 1日生
2歳6か月児	11日(木)	2019年 4月 1日~ 4月 16日生
	18日(木)	2019年 4月 17日~ 5月 2日生
3歳6か月児	15日(月)	2018年 3月 27日~ 4月 7日生
	29日(月)	2018年 4月 8日~ 4月 24日生

相談



相談名	日時/場所	内容	問い合わせ先
子育てアドバイス相談	10月7日(水) 10:00 ~ 11:30 (先着順) / 子どもセンター	お母さんや赤ちゃんの体や心の心配事について、助産師が相談に応じたり、アドバイスをさせていただきます。	子どもセンター ☎ 28-3645 FAX 28-3646
ほのぼの子育て相談	10月18日(月) 9:00 ~、10:00 ~、11:00 ~ (各1人) ※予約制 (10月3日(日)~同17日(日)) / 子どもセンター	3歳~小学生までの子どもの心身の発達や子育てに関する相談に応じます。	子どもセンター ☎ 28-3645 FAX 28-3646
乳幼児個別相談	10月22日(金) 9:30 ~ 11:00 ※予約制 (10月1日(金)から予約開始) / くすのきセンター	子育て・離乳食に関する相談に保健師・栄養士が応じます。	健康推進課 ☎ 24-0816 FAX 24-5870



松本 彩色ちゃん
(野良田町)



戸島 琉かちゃん
(戸賀町)



西澤 律ちゃん
(西今町)



橋本 凧生ちゃん
(駅東町)



坂本 碧ちゃん
(平田町)



土山 綾斗ちゃん
(川瀬馬場町)



森居 優心ちゃん
(竹ヶ鼻町)



田村 陽ちゃん
(大東町)



11月に1歳を迎える赤ちゃんの写真を募集します

広報ひこねに「氏名」「住所の町名」を掲載します

- ①赤ちゃんの氏名(ふりがな) ②生年月日 ③保護者氏名(ふりがな)
- ④住所 ⑤電話番号をご記入の上、写真を添付して、次のいずれかの方法でご応募ください。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

- ▶メール koho@ma.city.hikone.shiga.jp
- ▶郵送 〒522-8501 元町4-2 彦根市役所シティプロモーション推進課「赤ちゃん写真」係

応募期限 10月12日(火) (必着)

- ※応募多数の場合は、抽選を行うことがあります。
- ※メールを送ってから2営業日以内に返信がなければ、受付できていない場合がありますのでご連絡ください。
- ※郵送の場合、応募写真は返却できませんのでご了承ください。

⑬ シティプロモーション推進課広報係
☎ 30-6103 FAX 22-1398

第129回

消費生活センターつうしん

令和4年4月から「成年」となる18歳・19歳が狙われる!?

— あやしい契約などは断ろう!トラブルに遭ったら相談しよう! —

成年に達すると、親の同意なしに、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むなどの契約が、自分一人ですべてできるようになります。現在は20歳からが成年ですが、来年4月には18歳からが成年となります。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、「未成年者取消権」によって、契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は、未成年者取消権の行使ができません。

「簡単に儲かる(情報商材・暗号資産)」「手軽にキレイ(美容医療)」などの広告や、SNSで知り合った人からの誘いをきっかけに、トラブルに巻き込まれ、「お金がない」と言う借金をさせられたり、クレジットカードで支払わされたりする場合があります。

必要がなければ「契約しない」ときっぱり断りましょう。すでにトラブルに遭った場合は、消費生活センターに相談しましょう。



▶彦根市消費生活センター ☎ 30-6144 (平日9:00~12:00, 13:00~16:15)

▶消費者ホットライン 局番なしの「188」

※音声案内に従い居住地の郵便番号を入力すると、最寄りの相談窓口につながります(10:00~16:00)。